

# 5 酒税率一覧表 (平成 18 年 5 月 1 日～)

## 1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 KL 当たり税率
○発泡性酒類 (基本税率)		
ビール	220,000円	220,000円
発泡酒	220,000円	220,000円
	麦芽比率50%以上	220,000円
	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円
その他の発泡性酒類	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの (注)	80,000円
○醸造酒類 (基本税率)		
清酒	140,000円	140,000円
果実酒	120,000円	120,000円
その他の醸造酒	80,000円	80,000円
	140,000円	140,000円
○蒸留酒類 (基本税率)		
連続式蒸留	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
しょうちゆう	21度未満	200,000円
単式蒸留	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
しょうちゆう	21度未満	200,000円
原料用アルコール	37度以上	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算
ウイスキー	37度未満	370,000円
ブランデー	37度以上	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算
スピリッツ	37度未満	370,000円
○混成酒類 (基本税率)		
合成清酒	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円
みりん		100,000円
		20,000円
甘味果実酒	13度以上	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算
リキュール	13度未満	120,000円
粉末酒		390,000円
	みりん類似	20,000円
雑酒	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円

(注) 「その他の発泡性酒類」とは、ホップ等を原料の一部とした酒類以外の酒類及び次に掲げる酒類をいう。

1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注1)を原料として発酵させたもの (エキス分2度以上のものに限る。)

2 一定の発泡酒 (注2) に一定のスピリッツ (注3) を加えたもの (エキス分2度以上のものに限る。)

- (注1) 「一定の物品」とは、次のものをいう (酒税法施行令第20条第1項)。
- イ たんばく質物分解物 (大豆を原料とするもの) 及び酵母エキス又はこれらとカラメル
  - ロ たんばく質物分解物 (えんどうを原料とするもの) 及びカラメル又はこれらと食物繊維
  - ハ とうもろこし、たんばく質物分解物 (とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル
- (注2) 「一定の発泡酒」とは、麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもので麦芽比率が50%未満のものをいう (酒税法施行令第20条第2項)。
- (注3) 「一定のスピリッツ」とは、次のものをいう (酒税法施行令第20条第3項)。
- イ 大麥を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
  - ロ 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

## 2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの (リキュールについては12度未満のもの) については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用。

品目	アルコール分等	1 KL 当たり税率
連続式蒸留		
しょうちゆう		
単式蒸留		
しょうちゆう		
ウイスキー	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
ブランデー	9度未満	80,000円
スピリッツ		
リキュール		

## (5 酒税率一覧表)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成20年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込み) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)/①
	容 量	アルコール分				
清 酒	ML 1,800	% 15.0	円 1,888	円 216.00	円 89.90	% 16.2
連続式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,441	450.00	68.62	36.0
単式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,792	450.00	85.33	29.9
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,764	301.00	84.00	21.8
ビ ー ル	633	5.0	345	139.26	16.43	45.1
	350	5.0	215	77.00	10.24	40.6
発 泡 酒 麦芽比率25%未満のもの	350	5.5	159	46.98	7.57	34.3
その他の醸造酒 (発 泡 性 ) ①	350	5.0	141	28.00	6.71	24.6

(注) 1 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。

また、ビール、発泡酒及びその他の醸造酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ML)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 その他の醸造酒(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度	年 度											
		昭和 45	50	55	60	平成 元	2	4	6	8	9	10	18
清 酒 (1.8L)		35.3	27.1	24.1	26.9	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	16.2
連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8L)		19.9	13.3	10.9	14.4	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	36.0
単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8L)		12.9	10.2	7.2	8.7	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.1
ビ ー ル (大 び ん)		47.9	42.1	42.5	48.8	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.2
ウ イ ス キ ー		46.2	40.6	47.3	50.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.5

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。